

# 見積書提出依頼

平成31年1月8日(火)13:30

|               |  |
|---------------|--|
| 件名            | 平成30年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等に関する事業評価調査事業  |
| 業務内容等         | 別紙(仕様書)のとおり  |
| 履行期間          | 契約締結日 ~ 平成31年3月29日   |
| 見積書提出場所       | 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1<br>沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第2係<br>※ 見積書を郵送する場合は下記提出期限までに必着とし、下記見積書に関する問い合わせ先へ受領を確認すること  |
| 見積書提出期限       | 平成31年1月15日(火)13:30厳守   |
| 見積書に関する問い合わせ先 | 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第2係<br>TEL:098-866-0031(内線)81347   |
| 仕様書に関する問い合わせ先 | 沖縄総合事務局 運輸部 企画室 具志堅<br>TEL:098-866-0031(内線)85243   |
| 留意事項          | [1] 発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)  |
| 備考            | (1)「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。<br>(2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。<br>(3) 見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。<br>・ 提出日及び件名を記載する。<br>・ 宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。<br>・ 会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印(又は社印+個人名印)を押印する。<br>・ 見積金額に消費税額(8%)を乗じた金額までを記載すること<br>なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。<br>(4) 契約金額が50万円を超える場合は請書、150万円を超える場合は契約書を交わしますのでご注意ください。<br>(5) 支払いは完了払いとし、適法な請求書を受領した日から30日以内の支払いとします。<br>(6) 仕様書等に関する質問については、上記担当者までご連絡ください。 |

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

### 記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

# 仕 様 書

## 1. 件名

平成30年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等に関する事業評価調査事業

## 2. 業務目的

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等に関する事業評価は、「観光ビジョン推進沖縄ブロック戦略会議」を構成する沖縄総合事務局、沖縄県及び関係事業者団体等からなる評価委員会が、訪日外国人を受け入れる上での現状と課題、必要な施策を実施するための計画に位置づけられた補助対象事業等について、事業の性質に応じ、事業の実施状況の確認、目標達成状況等の評価を行うことによって、補助対象事業がより効果的、効率的に推進されることを目的としており、当該評価を行う上で必要な調査を実施する。

## 3. 事業内容

### (1) 訪日外国人旅行者受入環境満足度調査

#### ①調査方法

那覇空港国際線旅客ターミナルビルに調査員を配置し、調査対象者に趣旨を説明した上で、別添の調査票（英語、中国語（簡体語及び繁体語）、韓国語に翻訳したものを含む。）により、受入環境に関する満足度調査を実施する。但し、他に効果的な調査方法があれば、別途発注者と協議の上実施すること。

#### ②調査対象者

訪日外国人旅行者

#### ③調査時期

契約締結日から平成31年3月29日までの3日間

#### ④標本数

200サンプル程度

### (2) 基礎データ収集等、満足度調査の集計等及び評価委員会の資料作成

#### ①基礎データの収集・整理

沖縄における訪日外国人旅行者数の推移について、既存の資料等を活用し、収集・整理を行う。

#### ②(1)の満足度調査の取りまとめ

#### ③①及び②を踏まえ、受入環境に関する課題等について整理・分析

#### ④評価委員会の資料作成

### (3) 報告書等の作成

①上記(1)～(2)の内容を取りまとめた報告書等を提出する。

②報告書

- ・基礎データ収集、整理結果
- ・満足度調査の集計、分析結果

③評価委員会資料

④報告書概要版（パワーポイント1枚）を作成する。

⑤提出部数

- ・報告書：5部（A4縦カラー・横書き・左とじ）
- ・電子データ（CD-ROM3枚、データ形式は別途指定）

⑥納品期限

平成31年3月29日（金）

⑦納品場所

内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室

〒900-8530 那覇市おもろまち2-1-1

那覇市第二地方合同庁舎2号館5階

4. その他留意事項

- (1) 事業の実施内容については、当局担当者と十分な打合せを行い、事業の進捗状況を逐次報告すること。
- (2) 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は当局担当者と綿密な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、調査、分析・検討についても同様とし、必要に応じて文献調査等を実施するものとする。
- (3) 再委託等（外注を含む。）を行う場合には、事前に沖縄総合事務局の承認を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて沖縄総合事務局が直接に指示監督する場合がある。
- (4) 本調査で得られたデータ等については、当局の許可なくして流用してはならない。
- (5) 本事業の実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本事業以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。
- (6) 本事業の対象となる経費は、次のとおり。
  - a. 人件費
  - b. 事業費（調査旅費、印刷費（「調査報告書」作成費を含む。）、通信運搬費、補助職員人件費、外注費、その他事業実施にあたり特に直接必要と認められる経費）
  - c. 再委託費
  - d. 一般管理費（人件費＋事業費の10%以内）

e. 消費税及び地方消費税

- (7) 本仕様書に明記されていない事項及び詳細、または契約書に記載無き事項については、当局担当者と協議すること。
- (8) 本事業の実施に際し、実施方法等について当局担当者と協議の上、調整すること。
- (9) その他、本業務において疑義が生じた場合については、当局担当者と協議を行うこと。
- (10) 本事業の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。（※URL：<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>）
- (11) 本契約により製作された制作物の著作権は、発注者に帰属することとする。
- (12) 本調達に係る業務の実施のために内閣府等から提供する情報その他当該業務の実施において知り得た情報を実施体制に定めた者以外には秘密とし、また、当該業務の目的以外に利用しないこと
- (13) 本調達に係る業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。
- ・受注者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める内閣府の情報の外部への漏えい及び目的外利用
  - ・受注者による内閣府のその他の情報へのアクセス
- (14) 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、発注者は受注者に対して以下の報告を求める場合がある。
- ・本調達に係る業務の遂行において、受注者における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を発注者が認める場合には、受注者の責任者は、発注者の求めに応じ、これと協議を行い、合意した対応を執ること。
- (15) 本事業のフォローアップができるよう、成果について調査・確認を行うこと。

5. 監督職員

内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室 野原、宜保、具志堅  
TEL：098-866-1812（直通）

【二次評価用】訪日外国人旅行者受入環境満足度調査表

以下の質問について、選択肢より一つお答えください。

1. 宿泊施設的环境について

①宿泊施設の利用について

- A. 問題なく利用できた。
- B. 不満はあるが、利用できた。
- C. 利用したかったが、利用できなかった。
- D. 利用する必要がなかった。

②館内及び客室内の設備設置状況について

- A. 問題なく利用できた。
- B. 不満はあるが、利用できた。
- C. 利用したかったが、利用できなかった。
- D. 利用する必要がなかった。
- E. そのようなサービスを知らなかった。

2. 交通サービスについて

①鉄道車両の利用について

- A. 問題なく利用できた。
- B. 不満はあるが、利用できた。
- C. 利用したかったが、利用できなかった。
- D. 利用する必要がなかった。
- E. そのようなサービスを知らなかった。

②バス車両の利用について

- A. 問題なく利用できた。
- B. 不満はあるが、利用できた。
- C. 利用したかったが、利用できなかった。
- D. 利用する必要がなかった。
- E. そのようなサービスを知らなかった。

③タクシー車両の利用について

- A. 問題なく利用できた。
- B. 不満はあるが、利用できた。

- C. 利用したかったが、利用できなかった。
- D. 利用する必要がなかった。
- E. そのようなサービスを知らなかった。

④旅客船の利用について

- A. 問題なく利用できた。
- B. 不満はあるが、利用できた。
- C. 利用したかったが、利用できなかった。
- D. 利用する必要がなかった。
- E. そのようなサービスを知らなかった。

⑤鉄道駅等施設の利用について

- A. 問題なく利用できた。
- B. 不満はあるが、利用できた。
- C. 利用したかったが、利用できなかった。
- D. 利用する必要がなかった。
- E. そのようなサービスを知らなかった。

3. 観光案内サービスについて

①観光案内所の利用について

- A. 問題なく利用できた。
- B. 不満はあるが、利用できた。
- C. 利用したかったが、利用できなかった。
- D. 利用する必要がなかった。
- E. そのようなサービスを知らなかった。

②観光拠点情報・交流施設の利用について

- A. 問題なく利用できた。
- B. 不満はあるが、利用できた。
- C. 利用したかったが、利用できなかった。
- D. 利用する必要がなかった。
- E. そのようなサービスを知らなかった。

③公衆トイレの利用について

- A. 問題なく利用できた。
- B. 不満はあるが、利用できた。

- C. 利用したかったが、利用できなかった。
- D. 利用しなかった。

④手ぶら観光カウンターの利用について

- A. 問題なく利用できた。
- B. 不満はあるが、利用できた。
- C. 利用したかったが、利用できなかった。
- D. 利用する必要がなかった。
- E. そのようなサービスを知らなかった。

**【Secondary assessment】 Survey on the Tourism Environment for Overseas Visitors to  
Japan: User satisfaction questionnaire**

Please select the most appropriate response to each question.

1. The accommodation environment

Regarding accommodations....

- A. There were no problems.
- B. Although there were some problems, I was able to use them.
- C. I wanted to use them but couldn't.
- D. I didn't need to use them.

Using facilities or devices at your accommodations...

- A. There were no problems.
- B. There were some problems, but I was able to use them.
- C. I wanted to use them but couldn't.
- D. I didn't need to use any of them.
- E. I wasn't aware of them.

2. Transportation services

Taking the train...

- A. There were no problems.
- B. There were some problems, but I was able to use it.
- C. I wanted to take it but couldn't.
- D. I didn't need to take it.
- E. I didn't know there were any.

Taking the bus...

- A. There were no problems.
- B. There were some problems, but I was able to use it.
- C. I wanted to take it but couldn't.
- D. I didn't need to take it.
- E. I didn't know there were any.

Taking a taxi...

- A. There were no problems.
- B. There were some problems, but I was able to use it.
- C. I wanted to use it but couldn't.
- D. I didn't need to take it.
- E. I didn't know there were any.

Taking a ship...

- A. There were no problems.
- B. There were some problems, but I was able to use it.
- C. I wanted to use it but couldn't.
- D. I didn't need to take it.
- E. I didn't know there were any.

At railway stations....

- A. There were no problems.
- B. There were some problems, but I was able to use them.
- C. I wanted to use them but couldn't.
- D. I didn't need to use them.
- E. I didn't know there were any.

### 3. Tourist information services

At tourist information centers...

- A. There were no problems.
- B. There were some problems, but I was able to use them.
- C. I wanted to use them but couldn't.
- D. I didn't need to use them.
- E. I didn't know there were any.

When accessing information at tourism centers and using visitor facilities there...

- A. There were no problems.
- B. There were some problems, but I was able to use them.
- C. I wanted to use them but couldn't.
- D. I didn't need to use them.
- E. I didn't know there were any.

Regarding public restrooms

- A. There were no problems.
- B. There were some problems, but I was able to use them.
- C. I wanted to use them but couldn't.
- D. I did not use them.

At “Hands-Free Travel(※)” counters...

- A. There were no problems.
  - B. There were some problems, but I was able to use them.
  - C. I wanted to use them but couldn't.
  - D. I didn't need to use them.
  - E. I didn't know there were any.
- (※) “Hands-Free Travel” means travel without the encumbrance of large luggage.

(用于二次评价) 针对访日外国旅行者的接待环境的满意度调查表

请回答下述问题，从备选答案里选择一个。

1. 关于住宿设施的接待环境

①关于利用住宿设施

- A. 利用起来毫无问题
- B. 虽然有不满意的地方，但是可以利用
- C. 想要利用，但却无法利用
- D. 没有利用的必要

②关于住宿酒店及客房内的设备设置状况

- A. 利用起来毫无问题
- B. 虽然有不满意的地方，但是可以利用
- C. 想要利用，但却无法利用
- D. 没有利用的必要
- E. 不知道有这种服务

2. 关于交通服务

①关于乘坐铁路车辆

- A. 利用起来毫无问题
- B. 虽然有不满意的地方，但是可以利用
- C. 想要利用，但却无法利用
- D. 没有利用的必要
- E. 不知道有这种服务

②关于乘坐巴士

- A. 利用起来毫无问题
- B. 虽然有不满意的地方，但是可以利用
- C. 想要利用，但却无法利用
- D. 没有利用的必要
- E. 不知道有这种服务

③关于乘坐出租车

- A. 利用起来毫无问题
- B. 虽然有不满意的地方，但是可以利用

- C. 想要利用，但却无法利用
- D. 没有利用的必要
- E. 不知道有这种服务

④关于乘坐轮船

- A. 利用起来毫无问题
- B. 虽然有不满意的地方，但是可以利用
- C. 想要利用，但却无法利用
- D. 没有利用的必要
- E. 不知道有这种服务

⑤关于利用铁路车站等设施

- A. 利用起来毫无问题
- B. 虽然有不满意的地方，但是可以利用
- C. 想要利用，但却无法利用
- D. 没有利用的必要
- E. 不知道有这种服务

3. 关于旅游咨询服务设施

①关于利用旅游咨询所

- A. 利用起来毫无问题
- B. 虽然有不满意的地方，但是可以利用
- C. 想要利用，但却无法利用
- D. 没有利用的必要
- E. 不知道有这种服务

②关于利用旅游景点信息·交流设施

- A. 利用起来毫无问题
- B. 虽然有不满意的地方，但是可以利用
- C. 想要利用，但却无法利用
- D. 没有利用的必要
- E. 不知道有这种服务

③关于利用公共厕所

- A. 利用起来毫无问题
- B. 虽然有不满意的地方，但是可以利用

- C. 想要利用，但却无法利用
- D. 没有利用

④关于利用行李邮寄回国服务台

- A. 利用起来毫无问题
- B. 虽然有不满意的地方，但是可以利用
- C. 想要利用，但却无法利用
- D. 没有利用的必要
- E. 不知道有这种服务

【再次評估用】迎接訪日外國觀光客環境滿足度調查表

針對問題請在以下敘述選出一個回答。

1. 關於住宿設施環境

①關於住宿設施的利用

- A. 利用上沒有問題。
- B. 雖不滿意但可利用。
- C. 想要利用，但是無法利用。
- D. 沒有利用上的需求。

②關於館內及客房內的設備設置狀況

- A. 利用上沒有問題。
- B. 雖不滿意但可利用。
- C. 想要利用，但是無法利用。
- D. 沒有利用上的需求。
- E. 不知道有這樣的服務。

2. 關於交通服務

①關於鐵路列車的利用

- A. 利用上沒有問題。
- B. 雖不滿意但可利用。
- C. 想要利用，但是無法利用。
- D. 沒有利用上的需求。
- E. 不知道有這樣的服務。

②關於巴士車輛的利用

- A. 利用上沒有問題。
- B. 雖不滿意但可利用。
- C. 想要利用，但是無法利用。
- D. 沒有利用上的需求。
- E. 不知道有這樣的服務。

③關於計程車車輛的利用

- A. 利用上沒有問題。
- B. 雖不滿意但可利用。

- C. 想要利用，但是無法利用。
- D. 沒有利用上的需求。
- E. 不知道有這樣的服務。

④關於客輪的利用

- A. 利用上沒有問題。
- B. 雖不滿意但可利用。
- C. 想要利用，但是無法利用。
- D. 沒有利用上的需求。
- E. 不知道有這樣的服務。

⑤關於鐵路車站等設施的利用

- A. 利用上沒有問題。
- B. 雖不滿意但可利用。
- C. 想要利用，但是無法利用。
- D. 沒有利用上的需求。
- E. 不知道有這樣的服務。

3. 關於觀光介紹服務

①關於觀光介紹所的利用

- A. 利用上沒有問題。
- B. 雖不滿意但可利用。
- C. 想要利用，但是無法利用。
- D. 沒有利用上的需求。
- E. 不知道有這樣的服務。

②關於觀光據點資訊・交流設施的利用

- A. 利用上沒有問題。
- B. 雖不滿意但可利用。
- C. 想要利用，但是無法利用。
- D. 沒有利用上的需求。
- E. 不知道有這樣的服務。

③關於公共廁所的利用

- A. 利用上沒有問題
- B. 雖不滿意但可利用

(別添)

- C. 想要利用，但是無法利用
- D. 沒有利用

④關於空手觀光櫃台的利用

- A. 利用上沒有問題。
- B. 雖不滿意但可利用。
- C. 想要利用，但是無法利用。
- D. 沒有利用上的需求。
- E. 不知道有這樣的服務。

【2차 평가용】 방일 외국인 여행자 받아들이는 환경 만족도 조사표  
아래 질문에 대하여, 선택지에서 하나 선택하여 대답하여 주십시오.

1. 숙박시설 환경에 대하여

① 숙박시설 이용에 대해

- A. 문제 없이 이용할 수 있었다.
- B. 불만은 있었지만, 이용할 수 있었다.
- C. 이용하고 싶었지만, 이용 못 했다.
- D. 이용할 필요가 없었다.

② 관내 및 객실 내의 설비 설치 상황에 대하여

- A. 문제 없이 이용할 수 있었다.
- B. 불만은 있었지만, 이용할 수 있었다.
- C. 이용하고 싶었지만, 이용 못 했다.
- D. 이용할 필요가 없었다.
- E. 그러한 서비스가 있는 줄 몰랐다.

2. 교통 서비스에 대하여

① 철도 차량 이용에 대하여

- A. 문제 없이 이용할 수 있었다.
- B. 불만은 있었지만, 이용할 수 있었다.
- C. 이용하고 싶었지만, 이용 못 했다.
- D. 이용할 필요가 없었다.
- E. 그러한 교통편이 있는 줄 몰랐다.

② 버스 차량 이용에 대하여

- A. 문제 없이 이용할 수 있었다.
- B. 불만은 있었지만, 이용할 수 있었다.
- C. 이용하고 싶었지만, 이용 못 했다.
- D. 이용할 필요가 없었다.
- E. 그러한 서비스가(교통편이) 있는 줄 몰랐다.

③ 택시 차량 이용에 대하여

- A. 문제 없이 이용할 수 있었다.
- B. 불만은 있었지만, 이용할 수 있었다.
- C. 이용하고 싶었지만, 이용 못 했다.
- D. 이용할 필요가 없었다.
- E. 그러한 서비스가(교통편이) 있는 줄 몰랐다.

④ 여객선 이용에 대하여

- A. 문제 없이 이용할 수 있었다.
- B. 불만은 있었지만, 이용할 수 있었다.
- C. 이용하고 싶었지만, 이용 못 했다.
- D. 이용할 필요가 없었다.
- E. 그러한 서비스가(교통편이) 있는 줄 몰랐다.

⑤ 철도역 등 시설 이용에 대해

- A. 문제 없이 이용할 수 있었다.
- B. 불만은 있었지만, 이용할 수 있었다.
- C. 이용하고 싶었지만, 이용 못 했다.

D. 이용할 필요가 없었다.

E. 그러한 서비스가(교통편이) 있는 줄 몰랐다.

3. 관광 안내 서비스에 대하여

① 관광 안내소 이용에 대하여

A. 문제 없이 이용할 수 있었다.

B. 불만은 있었지만, 이용할 수 있었다.

C. 이용하고 싶었지만, 이용 못 했다.

D. 이용할 필요가 없었다.

E. 그러한 서비스가(서비스 시설이) 있는 줄 몰랐다.

② 관광 거점 정보·교류 시설 이용에 대해

A. 문제 없이 이용할 수 있었다.

B. 불만은 있었지만, 이용할 수 있었다.

C. 이용하고 싶었지만, 이용 못 했다.

D. 이용할 필요가 없었다.

E. 그러한 서비스가(서비스 시설이) 있는 줄 몰랐다.

③ 공중 화장실 이용에 대해서

A. 문제 없이 이용할 수 있었다.

B. 불만은 있었지만 이용할 수 있었다.

C. 이용하고 싶었지만, 이용 못 했다.

D. 이용하지 않았다.

④ 빈손으로 관광 카운터 이용에 대하여

- A. 문제 없이 이용할 수 있었다.
- B. 불만은 있었지만, 이용할 수 있었다.
- C. 이용하고 싶었지만, 이용 못 했다.
- D. 이용할 필요가 없었다.
- E. 그러한 서비스가(서비스 시설이) 있는 줄 몰랐다.

## 個人情報取扱特記事項

### (個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。  
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (業務従事者への周知)

- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

### (適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあつては、受注者は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### (収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

### (安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認す

ることとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

(廃棄等)

10 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去(以下「廃棄等」という。)しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

11 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。